

長崎県検査書類限定型モデル工事 試行要領（案）

1. 目的

「検査書類限定型モデル工事」は、検査時を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査担当者の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るものである。

2. 対象工事

対象工事は、当初発注金額1500万円以上で情報共有システム（ASP）を活用した土木工事（建築、営繕工事は除く。）を対象とする。なお、発注済みの工事については、受発注者協議のうえ実施できるものとする。

以下が生じた工事については、工事打合せ簿により除外する。

- 低入札価格調査対象工事。
- 施工中に休業4日以上工事関係者事故または、重大な公衆災害事故を起こした工事。
- 施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事。

3. 実施内容

（1）書類検査

検査担当者は、技術検査時に下記の8書類に限定して書類検査を情報共有システムを用いて行う。

①施工計画書	⑤品質規格証明書
②施工体制台帳・体系図 （下請引取検査書類を含む）	⑥品質管理図表
③工事打合せ簿（段階確認を含む）	⑦品質証明書
④出来形管理図表	⑧工事写真

※上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。

※監督職員は、検査担当者から「施工プロセス」に関し、指示があった項目については、チェックリスト別紙ー6 ①～④を検査前に検査担当者へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

（2）調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。

4. 実施方法

- ① 今後発注する工事については、特記仕様書に対象工事である旨を記載する。
- ② 既発注済工事については、受発注者協議のうえで、打合せ簿（指示）により、受注者に指示するものとする。
- ③ 特別な事由のある場合は、検査通知時に、上記8種類以外の追加書類を併せて受注者に通知する。

①【特記仕様書 記載例】

(検査書類限定型工事)

第〇条

1. 本工事は、「長崎県検査書類限定型モデル工事 試行要領（令和6年4月1日）」に基づく「検査書類限定型モデル工事」とする。
2. 検査書類限定型モデル工事とは、〇〇検査時に下記の8書類に限定して書類検査を行うものである。

①施工計画書	⑤品質規格証明資料
②施工体制台帳・体系図 (下請引取検査書類を含む。)	⑥品質管理図表
③工事打合せ簿(段階確認を含む)	⑦品質証明書
④出来形管理図表	⑧工事写真

2. 特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記8種類以外の追加書類を併せて受注者に通知する。
3. 情報共有システム(ASP)については、検査担当者の閲覧ができるようにすること。
4. 実地検査においては、出来高を確認できる資料を準備すること。
5. 実施状況や改善点等を把握のするためのアンケートに協力する。

②【打合せ簿(指示) 記載例】

1. 本工事を、「検査書類限定型モデル工事」とする。

検査書類限定型モデル工事とは、〇〇検査時に下記の8書類に限定して書類検査を行うものである。

①施工計画書	⑤品質規格証明資料
②施工体制台帳・体系図 (下請引取検査書類を含む。)	⑥品質管理図表
③工事打合せ簿(段階確認を含む)	⑦品質証明書
④出来形管理図表	⑧工事写真

2. 特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記8種類以外の追加書類を併せて受注者に通知する。
3. 情報共有システム(ASP)については、検査担当者の閲覧ができるようにすること。
4. 実地検査においては、出来高を確認できる資料を準備すること。
5. 実施状況や改善点等を把握のするためのアンケートに協力する。

5. 留意事項

本要領は、検査時において確認する資料を限定したものであり、工事の完成までの書類作成は従来通りである。

6. 付則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。